

## 胎内市新型コロナウイルス対策商工業支援事業中小企業等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、今後の市内商工業事業者の継続した経営及び意欲的な取組を支えるため、次条各号に掲げる事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、胎内市補助金等交付規則（平成20年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 感染防止対策事業
- (2) 減収対策事業
- (3) 第二創業事業
- (4) 雇用対策教育事業
- (5) 観光誘致事業

(補助対象事業の内容等)

第3条 前条各号に掲げる事業の内容及びこの補助金の交付基準は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者は、胎内市中小企業等支援補助金交付申請書（兼実績報告書）（様式第1号）に必要書類を添付し、市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書（兼実績報告書）の提出時において、既に補助対象事業が完了しているときは、当該申請書（兼実績報告書）は、実績報告書を兼ねるものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書（兼実績報告書）の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、胎内市中小企業等支援補助金交付決定通知書（兼額の確定通知書）（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第6条 規則第13条第1項に規定する軽微な変更は、別表に規定する事業の内容の変更を伴わず、かつ、変更後の交付申請額が変更前の交付決定額より増額とならない場合の変更とする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類を事業実施年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この告示は、令和2年6月11日から施行する。

### 別表（第3条関係）

#### 感染防止対策事業

事業の内容	事業継続又は事業承継のために、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行う。
補助対象者	次のいずれにも該当し、この補助金受領後も事業を継続する意思がある者 (1) 次のいずれかに該当する者であること。 ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）で、市内に本社又は本社機能を持つ事業所を有するもの。ただし、第二創業をした者にあつては、その拠点となる事業所についても市内に所在するものに限る。 イ 中小企業者等に準ずる者として市長が認める者で、市内に本社又は本社機能を持つ事業所を有するもの。ただし、第二創業をした者にあつては、その拠点となる事業所についても市内に所在するもの

	<p>に限る。</p> <p>ウ 新規創業又は第二創業に取り組む者で、創業後の事業規模が中小企業者等に該当し、又は中小企業者等に準ずる者として市長が認めるもので、市内に本社又は本社機能を持つ事業所を有することとなるもの。ただし、第二創業に取り組む者にあつては、その拠点となる事業所についても市内に所在することとなるものに限る。</p> <p>(2) 農業者、農業法人等農林水産漁業を主とする業態ではないこと。</p> <p>(3) 胎内市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと社会的に非難される関係を有すると認められる者でないこと。</p>
補助対象経費	<p>市内にある店舗、事務所等における感染防止対策のための経費で、次に掲げるもの（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <p>(1) 飛まつ対策に係るつい立、仕切り等の購入費及びその設置等経費</p> <p>(2) 換気機能又は空気清浄機能（ウイルス対策が可能なものに限る。）を持つ空調設備の購入費及びその設置等経費</p> <p>(3) 店舗、事務所等の内部のリフォーム工事費</p> <p>(4) テレワークシステム導入費</p> <p>(5) その他市長が必要と認める経費</p> <p>ただし、次に掲げる経費は、補助対象外とする。</p> <p>(1) 国、県、市その他の機関等からの助成金等の対象とされたもの及びこれに附帯する工事費等の経費</p> <p>(2) パソコン、タブレットなどの機器の購入費</p> <p>(3) 消耗品の購入費（飛まつ対策に係るつい立、仕切り等の購入費を除く。）</p> <p>(4) 店舗一体型住宅のリフォーム工事における住宅部分に係る経費</p>
補助金の額	補助対象経費の3分の2以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
上限額	200,000円

備考

- 1 同一事業者による申請は、1回限りとする。
- 2 令和2年4月1日から同年11月30日までに納品、引渡し等及び支払がなされたものに係る経費を補助対象とする。

減収対策事業

事業の内容	新型コロナウイルス感染症の影響による減収対策として販路開拓に取り組む。
補助対象者	<p>次のいずれにも該当し、この補助金受領後も事業を継続する意思がある者</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 中小企業者等で、市内に本社又は本社機能を持つ事業所を有するもの。ただし、第二創業をした者にあつては、その拠点となる事業所についても市内に所在するものに限る。</p> <p>イ 中小企業者等に準ずる者として市長が認める者で、市内に本社又は本社機能を持つ事業所を有するもの。ただし、第二創業をした者にあつては、その拠点となる事業所についても市内に所在するものに限る。</p> <p>ウ 新規創業又は第二創業に取り組む者で、創業後の事業規模が中小企業者等に該当し、又は中小企業者等に準ずる者として市長が認めるもので、市内に本社又は本社機能を持つ事業所を有することとなるもの。ただし、第二創業に取り組む者にあつては、その拠点となる事業所についても市内に所在することとなるものに限る。</p> <p>(2) 農業者、農業法人等農林水産漁業を主とする業態ではないこと。</p> <p>(3) 胎内市暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと社会的に非難される関係を有すると認められる者でないこと。</p>
補助対象経費	新型コロナウイルス感染症の影響による減収対策として取り組む販路開拓に必要な経費で、次に掲げるもの（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

	<p>(1) テイクアウト又はデリバリーサービス（以下「テイクアウト等」という。）に必要な容器の購入費</p> <p>(2) チラシ等販促物の製作及び広告等に係る委託費</p> <p>(3) 地元産材を生かした新商品の開発に係る経費</p> <p>(4) ウェブチケット又はクラウドファンディングに取り組むに当たり必要となる経費</p> <p>(5) その他市長が必要と認める経費</p> <p>ただし、次に掲げる経費は、補助対象外とする。</p> <p>(1) 国、県、市その他の機関等からの助成金等の対象とされた経費</p> <p>(2) 食品の購入費</p> <p>(3) 機器等の購入に係る経費</p> <p>(4) 第2条第5号の観光誘致事業において補助対象とされた経費</p>
補助金の額	<p>次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)及び(2)に掲げる経費</p> <p>(1) テイクアウト等に必要な容器の購入費 補助対象経費の2分の1以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(2) (1)以外の経費 補助対象経費の3分の2以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p>
上限額	<p>次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)及び(2)に掲げる額</p> <p>(1) テイクアウト等に必要な容器の購入費 100,000円</p> <p>(2) (1)以外の経費 300,000円</p>

#### 備考

- 1 同一事業者による申請は、1回限りとする。
- 2 テイクアウト等に必要な容器の購入費については令和2年4月1日から同年7月31日までに納品及び支払がなされたものに係る経費を補助対象とし、それ以外の経費については令和2年6月11日から令和3年2月28日までに納品、委託業務の完了等及び支払がなされたものに係る経費を補助対象とする。

#### 第二創業事業

事業の内容	新型コロナウイルス感染症の影響による減収対策として第二創業に取り組む。
補助対象者	<p>次のいずれにも該当し、この補助金受領後も事業を継続する意思がある者</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 中小企業者等で、市内に本社又は本社機能を持つ事業所を有するもの。ただし、第二創業に取り組む者にあつては、その拠点となる事業所についても市内に所在することとなるものに限る。</p> <p>イ 中小企業者等に準ずる者として市長が認める者で、市内に本社又は本社機能を持つ事業所を有するもの。ただし、第二創業に取り組む者にあつては、その拠点となる事業所についても市内に所在することとなるものに限る。</p> <p>(2) 第二創業に取り組む者にあつては、第二創業の時期が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間であること（法人の場合は、登記記載内容にかかわらず、この補助金の交付申請時に事業化されていないものを事業化したときは、第二創業とみなす。）。</p> <p>(3) 農業者、農業法人等農林水産漁業を主とする業態ではないこと。</p> <p>(4) 胎内市暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと社会的に非難される関係を有すると認められる者でないこと。</p>
補助対象経費	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による減収対策として取り組む第二創業に必要な経費で、次に掲げるもの（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <p>(1) 機器等の購入費</p> <p>(2) 店舗、工場等の改修等に係る経費</p> <p>(3) 登記等手続経費</p> <p>(4) その他市長が必要と認める経費</p> <p>ただし、次に掲げる経費は、補助対象外とする。</p> <p>(1) 国、県、市その他の機関等からの助成金等の対象とされたもの及び</p>

	これに附帯する工事費等の経費 (2) 消耗品の購入費
補助金の額	補助対象経費の3分の2以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
上限額	200,000円

備考

- 1 同一事業者による申請は、1回限りとする。
- 2 令和2年6月11日から令和3年2月28日までに納品、引渡し、委託業務の完了等及び支払がなされたものに係る経費を補助対象とする。

雇用対策教育事業

事業の内容	新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、雇止め、内定取消し等によって就労機会を失った者を雇用し、業務に必要な研修等を受講させる。
補助対象者	次のいずれにも該当し、この補助金受領後も事業を継続する意思がある者 (1) 次のいずれかに該当する者であること。 ア 中小企業者等で、市内に本社又は本社機能を持つ事業所を有するもの。ただし、第二創業をした者にあつては、その拠点となる事業所についても市内に所在するものに限る。 イ 中小企業者等に準ずる者として市長が認める者で、市内に本社又は本社機能を持つ事業所を有するもの。ただし、第二創業をした者にあつては、その拠点となる事業所についても市内に所在するものに限る。 (2) 農業者、農業法人等農林水産漁業を主とする業態ではないこと。 (3) 胎内市暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと社会的に非難される関係を有すると認められる者でないこと。
補助対象経	新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、雇止め、内定取消し等に

費	<p>よって就労機会を失った者を雇用した場合において、その者に業務に必要な研修等を受講させるために必要となる経費で、次に掲げるもの（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <p>(1) 研修会等への参加に係る経費（参加費並びに会場までの公共交通機関利用料金及び有料道路通行料に限る。）</p> <p>(2) 研修会等の開催に係る講師謝礼等</p> <p>ただし、国、県、市その他の機関等からの助成金等の対象とされた経費は、補助対象外とする。</p>
補助金の額	<p>補助対象経費の10分の10以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、研修会等への参加に係る経費については、研修参加者1人につき20,000円を上限とする。</p>
上限額	100,000円

#### 備考

- 1 同一事業者による申請は、1回限りとする。
- 2 令和2年6月11日から令和3年3月31日までに行われた研修会等に係る経費を補助対象とする。

#### 観光誘致事業

事業の内容	<p>持続的な観光誘客に必要な基盤整備を行う。</p>
補助対象者	<p>次のいずれにも該当し、この補助金受領後も事業を継続する意思がある者</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 中小企業者等で、市内に本社又は本社機能を持つ事業所を有するもの。ただし、第二創業をした者にあつては、その拠点となる事業所についても市内に所在するものに限る。</p> <p>イ 中小企業者等に準ずる者として市長が認める者で、市内に本社又は本社機能を持つ事業所を有するもの。ただし、第二創業をした者にあつては、その拠点となる事業所についても市内に所在するもの</p>



	<p>に限る。</p> <p>(2) 農業者、農業法人等農林水産漁業を主とする業態ではないこと。</p> <p>(3) 胎内市暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと社会的に非難される関係を有すると認められる者でないこと。</p>
補助対象経費	<p>持続的な観光誘客に必要な基盤整備に係る経費で、次に掲げるもの（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <p>(1) ウェブサイトの構築、改変に係る経費</p> <p>(2) リーフレット等販促品の製作費</p> <p>(3) 各種広告費</p> <p>(4) コンサルティング委託費</p> <p>(5) その他市長が必要と認める経費</p> <p>ただし、次に掲げる経費は、補助対象外とする。</p> <p>(1) 国、県、市その他の機関等からの助成金等の対象とされた経費</p> <p>(2) 備品（50,000円以上の物品をいう。）購入費</p> <p>(3) 工事費</p> <p>(4) 補助対象者が雇用している者に係る人件費</p> <p>(5) 第2条第2号の減収対策事業において補助対象とされた経費</p>
補助金の額	補助対象経費の3分の2以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
上限額	300,000円

備考

- 1 同一事業者による申請は、1回限りとする。
- 2 令和2年6月11日以降に納品、委託業務の完了等及び支払がなされたものに関する経費を補助対象とする。